

中国の裁判制度と“打官司” — 大連市中級人民法院を訪問して —

古川 純

1. 大連市中級人民法院訪問

3月19日の午後、経済開発区企業視察団と分かれて私たち7名は、中級人民法院を訪問した。法学部所属の坂本重雄・木幡文徳・矢澤昇治・広瀬裕子・私の5所員と、文学部所属の鐘ヶ江晴彦・嶋根克己の2所員の計7名が訪問団であった。あらかじめ質問書を提出していたわけではなかったので、私が団長として、大連市中級人民法院を念頭におきながら中国の裁判制度の概要を説明して下さるよう都本有副院長にお願いをしたところ、まとまったご説明をお聞きすることができた（通訳は楊坤氏、段瑞旗氏）。その後に団員からそれぞれの関心による質問を出して副院長及び同席した判事にお応えいただいた。

約2時間近くに渡る質疑の後、あらかじめ申し込みはしていなかったが中級人民法院の見学を希望したところ、都副院長は快く認められ、ご自身が建物内案内をされた。見学できたのは、大法廷と2つの小法廷であったが、特に小法廷は予想以上に明るく、「ひとの支配」から「法の支配」への制度上の明確な転換が示されているという感想を持った。大法廷に入る建物内の正面に彭真の筆になる「嚴肅執法」の字が刻まれていたこともたいへん印象に残った。



彭真「嚴肅執法」の前にて—前列中央が都副院長

2. 裁判制度概観

中国の法制度や紛争解決制度をはじめ司法制度を解説したわかりやすい参考文献としては、本間正道・鈴木 賢・高見澤 磨『現代中国法入門』（有斐閣、1998）がある。以下では、これを参考にしつつ都副院長のご説明を中心に裁判制度を概観しておきたい。

1954年憲法は人民法院を最高人民法院、地方各級人民法院、専門人民法院とし、1984年法院組織法は地方人民法院に関して、高級人民法院（省、自治区、直轄市＝北京・天津・上海・重慶）、中級人民法院（直轄市内、地区、自治州、区のある市）、基層人民法院（県、市など）の3級に分けた。専門人民法院には軍事法院、鉄道運輸法院、海上運輸法院の3種がある。判決は2審段階で最終となる。大連市中級法院は、基層法院の2審の役割と遼寧省最高法院に対する第1審の役割の2種類を果たす。中級人民法院と大連市政府との関係は、人民法院が政府に属するという形ではない。最高権力機構である全国人民代表大会が政府と法院を統制する存在である。法院は憲法の定めるルールに基づいて独立した審理権を有し、政府の管轄権を受けていない。法院は審理を通じて法律による紛争解決を行っている（民事・刑事・行政の各訴訟法による）。最高人民法院との関係は、直接的な（管轄権による）関係はもたない。ただ判決後には法律を通じた最高法院の指導がありうる。なお1982年憲法は、「人民法院は、法律の定めるところにより、独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体および個人による干渉を受け



中級人民法院大法廷内にて

ない」(126条)と定めている。

1979年の改革開放以降、経済建設と「法律による建設」に力をそそいでいる。1997年9月の第15期党大会で「法律によって国を治めよう」という決議が採択された。中国が封建制の「ひとによる支配」から「法による支配」へと変わったことを示すのは、行政訴訟法の制定である(1990年)。これには2つの効果があると考えられる。一つは、法律によって普通の人々の利益が保護されることを示したことであり、二つ目は、法律によって国を治めることを示したことである。普通の人や企業が行政を訴えたとき、その訴えが間違っていれば行政活動を支持するし、審理の結果行政が間違っていればその活動を撤回させるのである。これにより、普通の人のあいだに行政に対する不満があれば法院に訴える意識が高まるだろう、と副院長は述べられた。

3. “秋菊打官司”と行政訴訟法の施行

行政訴訟法は1989年4月の第7期全人大2回会議が正式草案を採択・公布し、1990年10月1日から施行された。行政訴訟法の説明を聞きながら私が思い出した映画があった。“秋菊打官司”(秋菊が役人を訴える、日本での題名は「秋菊の物語」)がそれである。この映画は、1992年北京電影学院青年映画制作所制作で、張芸謀(チャン・イーモウ)監督、コン・リー主演の作品で、ベネチア国際映画祭グランプリ(金獅子賞)の主演女優賞を受賞した映画である。

映画の舞台は陝西省の山奥で、換金作物は唐辛子とトウモロコシだけという山村である。秋菊は臨月まじかの妊婦であるが、その夫は村長と唐辛子保存用の納屋の建築をめぐる言い争いをした挙句に、股間を蹴られて動けなくなってしまった。遠い町の医者で診断を受けてもらった診断書を村長のもとに持参したが、村長は謝罪するどころか暴言を吐いて秋菊を追い返してしまった。事情を聞いた郡当局は村長が200元を賠償することで和解することを決めたが、村長は自分の非を認めるところか秋菊の足もとにその金をばらまいて「1枚拾うごとに頭を下げろ」という傲慢な言葉を吐いた。これに怒った秋菊は県(郡の上部行政機関で市よりも下にある)の役所に行って事案の審理を求めたが、結果は郡の和解案と同じであった。その後、郡の巡査の姑息な収集策にさらに怒った秋菊は、県の上部の市へ出かけて行き裁判を求めたが、夫のレントゲン撮影写真まで提出した結果、ついに裁判が開始されることになった。しかし大晦日の夜、秋菊を陣痛が襲った。産婆も手に負えない陣痛を救って医者連れていったのはなんと村長であった。秋菊はこどもを無事出産できた命の恩人＝村長に感謝すべく、お祝いの会に村長を招待したが、その祝いの当日、皮肉にも市の法院は村長に傷害罪の判決を出した。その知らせを聞いた秋菊は、遠くに村長の身柄を拘束する(収監する)パトカーのサイレンを聞いて呆然とするのであった。(現代中国映画上映会「秋菊の物語」解説による)

違法行為を行った村長が山村の妊婦に訴えられて有罪判決が下される、というのは、1990年に施行された行政訴訟法の踏まえる法意識である。行政の違法行為に対して泣き寝入りせずに自分の権利を上級の機関にまで主張する行動は、行政に対して「法の支配」を要求する市民の法意識を示すものといってよいのではないだろうか。それが都市のスリムで格好のよい市民によってではなく、山奥の臨月まじかの妊婦（実際コン・リーは妊婦の秋菊を演じるためにかなり体重を増やして肉ぶとんもまとったようだ）によって表明された、というのが時代転換を鮮やかに示したチャン・イーモウ監督の仕掛けであったのだろうか。

これを説明したときに、通訳の楊さんは「秋菊」と「打官司」をつなげて理解しなかったが、すぐにタイトルがわかると都副院長もこの映画のことは知っていて、行政訴訟の件で話にふくらみが出たように思った次第である。